

第28回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年10月31日(金) 午前9時～午前10時37分

2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2

3. 出席委員 13名

会長 15番 重村 耕一郎

会長代理 1番 梶 重明

委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子

4番 園山 秀国 10番 中尾 隆

5番 高橋 慶生 11番 竹ノ内 春則

6番 前田 格男 12番 興邊 雄次

7番 清水 隆一 13番 上水流 政俊

8番 萩原 とよ子

4. 欠席委員 14番 山口 華

5. 議事日程

(1) 開 会

(2) 議事日程について

(3) 議事録署名委員の指名について

(4) 会期の決定について

(5) 事務局報告

① 合意解約申出書 (2 件)

② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (6 件)

(6) 付議事件及び順序について

日程第1 農地法第3条の規定による許可申請について (議案 11 件)

日程第2 地域計画の変更に対する意見決定について (議案 1 件)

日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更(除外) (議案 1 件)

申し出の意見決定について

日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 1 件)

日程第5 農地法第5条の規定による許可申請について (議案 6 件)

日程第6 非農地証明願の申請審議について (議案 2 件)

(7) その他農政一般事項

(8) 閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長

農地係長兼管理調整係長

主 査

事務補助員

議 長 それではただ今から、第28回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。

議 長 本日は、山口委員が所要のため出席できない旨の申し出がありました。

議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、7番清水委員と8番萩原委員を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が2件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページになります。①合意解約申出書2件です。番号1。貸人、宮崎県宮崎市 ○○○○。借人、鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 中津川字田ノ神ノ下○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は平成29年12月31日から令和9年12月30日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年11月30日。番号2。貸人、霧島市横川町 ○○○○。借人、鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 川西字柿木○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成29年12月31日から令和9年12月30日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年11月30日。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で合意解約申出書 を終わります。

議 長 次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が6件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 2ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が6件です。番号1。権利取得者、湧水町恒次 ○○○○。権利取得日、令和7年8月5日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、米永字川路丸○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者、湧水町幸田 ○○○○。権利取得日、令和7年8月7

日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，幸田字佐牟田〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外 18 筆 計 19 筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号 3。権利取得者，湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。権利取得日，令和 7 年 8 月 20 日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，稲葉崎字鬼辻〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡ 外 3 筆 計 4 筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号 4。権利取得者，湧水町北方 〇〇〇〇。権利取得日，令和 7 年 9 月 1 日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，北方字関〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外 3 筆 計 4 筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号 5。権利取得者，鹿児島市上荒田町 〇〇〇〇。権利取得日，令和 7 年 9 月 18 日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，川添字山神〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外 4 筆 計 5 筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号 6。権利取得者，湧水町恒次 〇〇〇〇 権利取得日，令和 7 年 9 月 18 日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，恒次字井手ヶ平〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡ 外 4 筆 計 5 筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ，以上で農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書を終わります。

議 長 以上で事務局報告を終わります。

議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。

議 長 日程第 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 337 号から議案第 347 号までの 11 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 4 ページです。日程第 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について。議案第 337 号。権利，所有権移転。土地の所在，中津川字上玉木〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外 4 筆 計 5 筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人，神奈川県高座郡寒川町 〇〇〇〇。受人，湧水町中津川 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。売買価格は，10 アール当たり〇〇万円です。次に議案第 338 号。権利，所有権移転。土地の所在，中津川字坂口〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡ 外 1 筆 計 2 筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町中津川 〇〇〇〇。受人，湧水町中津川 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数

1。申請事由は受贈。贈与です。次に議案第 339 号。権利，所有権移転。土地の所在，中津川字坂口〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人，湧水町中津川 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第 340 号。権利，所有権移転。土地の所在，中津川字坂口〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町中津川 〇〇〇〇。受人，湧水町中津川 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第 341 号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字新中野〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人，湧水町川添 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第 342 号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字一本松〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 3。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第 343 号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字六ツ江〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 3。申請事由は規模拡大。売買価格は 10 アール当たり〇〇万円です。次に議案第 344 号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字花立〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第 345 号。権利，所有権移転。土地の所在，稲葉崎字原田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，東京都江東区 〇〇〇〇。受人，伊佐市菱刈 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は受贈。贈与です。次に議案第 346 号。権利，所有権移転。土地の所在，幸田字葉山本〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町幸田 〇〇〇〇。受人，湧水町幸田 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請理由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第 347 号。権利，使用貸借権。土地の所在，木場字竹牟礼〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。貸人，鹿児島市桜ヶ丘 〇〇〇〇。借人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。使用貸借です。以上です。

議 長
議 長

農地法第 3 条の許可区分は，湧水町農業委員会です。
順を追って審議します。まず，議案第 337 号を審議します。議案第 337 号

については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。それでは、議案第337号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 2 番 12番興邊が報告します。農地法第3条に係る議案第337号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページから5ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第337号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第337号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(〇〇委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 次に、議案第338号について審議します。議案第338号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 2 番 12番興邊が報告します。農地法第3条に係る議案第338号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、6ページから7ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第338号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。議案第 338 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 339 号について審議します。議案第 339 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 9 番 9 番神掛が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 339 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、8 ページから 9 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 339 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 339 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 340 号について審議します。議案第 340 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 9 番 9 番神掛が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 340 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、10 ページから 11 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 340 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 340 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 341 号について審議します。議案第 341 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

- 1 2 番 1 2 番興邊が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 341 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 1 ページ，1 2 ページから 1 3 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第 341 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 341 号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に，議案第 342 号について審議します。議案第 342 号につきましても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。
- 1 2 番 1 2 番興邊が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 342 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 1 ページ，1 4 ページから 1 5 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は畑です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第 342 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 342 号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に，議案第 343 号について審議します。議案第 343 号につきましても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。
- 9 番 9 番神掛が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 343 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 1 ページ，1 6 ページから 1 7 ページをご参照ください。調

査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 343 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 343 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 344 号について審議します。議案第 344 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

9 番 9 番神掛が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 344 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、18 ページから 19 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 344 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 344 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 345 号について審議します。議案第 345 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

8 番 8 番萩原が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 345 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 20 ページから 22 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 345 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 345 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 346 号について審議します。議案第 346 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

8 番 8 番萩原が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 346 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 20 ページ、23 ページから 24 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

7 番 7 番清水です。ここ最近、〇〇地区の田は価格がこんなに高いのですか。〇畝歩で〇〇万円はどのような計算なのですか。〇反歩で〇〇万円とかだと思うのですが、〇〇地区だけ何でこのような価格になるのですか。指導とかないものですか。

2 番 2 番福島です。今の件ですが、現地調査の時に伺いました。本人たちが、親が前から売買をするということで、その隣も〇〇万円したのですよね。〇〇さんが買われています。今回も〇〇万円です。高く買いましたねということで聞いてみました。今、山林ほうの作業をされるから、杉の苗の育成をする場所を使うとのことでありました。親から代々高く買ってくれとのことで言われていたので買いましたとの意見でした。

議 長 ただ今の説明でよろしいですか。

7 番 よろしいです。

議 長 他にご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 346 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 346 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 347 号について審議します。議案第 347 号につきましても、

現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2 番福島が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 347 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 25 ページから 27 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 347 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 347 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 2 地域計画の変更に対する意見決定についてを議題とします。町長から意見を求められています。議案第 348 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 8 ページです。日程第 2 地域計画の変更に対する意見決定について。議案第 348 号です。皆様もご承知のとおり、国が令和 5 年 4 月 1 日に農業経営基盤強化促進法を改正し、従来の「人・農地プラン」を「地域計画」といたしました。法改正に伴いまして、本町は、令和 7 年 3 月に地域計画を策定いたしました。また、農振農用地を除外する場合、6 つの要件がありますが、その中の一つに「地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないこと」との規定があります。これに該当しないものは、農振農用地からの除外が認められておりませんので、除外前に、事前に地域計画を変更しておく必要があります。地域計画の変更には、「農業委員会の意見聴取」が要件の一つとなっているため、本日の農業委員会定例総会で意見をいただくものです。今回は、7 地区の地域計画で変更があります。地区別に説明いたします。まず、轟地区の地域計画です。轟地区については、山林及び牛舎への転用を目的とするものが 3 件で 3 筆あり、合計面積は〇〇㎡です。次に、幸田地区です。幸田地区については、倉庫、農家住宅、育苗場などへの転用を目的とするものが 3 件で 3 筆あり、合計面積は〇〇㎡です。次に、長谷地区です。長谷地区については、車庫・倉庫への転用を目的とするもの

が1件で2筆あり、合計面積は〇〇㎡です。次に、鶴丸地区です。鶴丸地区については、太陽光発電施設への転用を目的とするものが1件で1筆あり、面積は〇〇㎡です。次に中津川地区です。中津川地区については、貸家住宅、通路及び駐車場、一般住宅、貸資材置場への転用を目的とするものが4件で5筆あり、合計面積は〇〇㎡です。次に、川添地区です。川添地区については、山林及び太陽光発電への転用を目的とするものが3件で5筆あり、合計面積は〇〇㎡です。最後に、下川西地区です。下川西地区については、太陽光発電施設への転用を目的とするものが1件で1筆あり、面積は〇〇㎡です。以上、16件、20筆です。次に議案参考資料の29ページをご覧くださいと思います。湧水町の地域計画は、区域内の農用地等の面積設定の最小単位が1ヘクタールで設定されております。表の中で、番号7の長谷地区、番号10の中津川地区、番号12の下川西地区については、計画の変更はあったものの、地域計画における面積の変更はありませんでした。次に番号2轟地区については、区域内の農用地等の面積が端数整理の関係から変更となり、全体面積が197ヘクタールから196ヘクタールへ変更となります。番号3幸田地区も同様に118ヘクタールから117ヘクタールへ変更、番号9鶴丸地区も58ヘクタールから57ヘクタールへ変更、番号11川添地区についても、115ヘクタールから114ヘクタールへ変更となります。合計4地区の地域計画の面積は、それぞれ1ヘクタールずつの減少となっておりますが、町全体では、端数処理の関係上、全体で5ヘクタールの減少となっております。また、現地調査につきましては、農振除外や農地転用申請時に確認済みであり、議案書8ページの本日審議していただく、番号14、川添字重永〇〇以外の19筆につきましては、既に審議済みで、許可相当と意見をいただいているところです。以上です。

議 長 それでは、議案第348号を審議します。ただいまの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第348号は、事務局の説明では、地域計画変更について 変更 やむを得ないということです。地域計画の変更について 変更 やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第348号は、地域計画の変更について 変更 やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。

議 長 以上で、地域計画の変更に対する意見決定について を終わります。

- 議 長 次に、日程第 3 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定についてを議題とします。町長から意見を求められています。議案第 349 号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 9 ページです。日程第 3 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定について。議案第 349 号。願出人は福岡市博多区 株式会社 ○○ 代表取締役 ○○○○。土地の所在、田尾原字供養塚○○ 地目は畑 面積は○○㎡。目的は太陽光発電施設です。申請理由は太陽光発電設備にパネル 144 枚、パワーコンディショナー10 台を設置するため申請地を除外するものです。以上です。
- 議 長 それでは、議案第 349 号を審議します。議案第 349 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 2 番 2 番福島が報告します。農業振興地域整備計画の一部変更 除外 に係る議案第 349 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 30 ページから 35 ページをご参照ください。申し出の内容は、太陽光発電施設への転用による農用地区域からの除外申し出です。調査は、農振法に基づき、除外に係る 6 要件を満たしていることを確認しました。周囲の状況は、北は道路、東は畑、南は畑、西は雑種地です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、農振法の 6 要件及び農地転用に関する許可基準を満たしているため、農業振興地域整備計画の一部変更の農用地からの除外はやむを得ないと思われまます。以上報告します。
- 議 長 ただ今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 349 号は調査委員の報告は農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないということです。農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 349 号につきましては、農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。
- 議 長 以上で、農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定について を終わります。

- 議 長 次に、日程第４ 農地法第４条の規定による許可申請について を議題と
 します。議案第 350 号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 10 ページです。日程第４ 農地法第４条の規定による許可申請について。
 議案第 350 号。土地の所在、恒次字二渡〇〇の一部。こちらについては、
 現在分筆中のためこのように表記しております。地目は畑、農振外で面積
 は〇〇㎡のうち〇〇㎡です。農地区分は第２種で地域計画外となります。
 申請人、湧水町恒次 〇〇〇〇。形態・用途は農機具置場・通路への転用。
 施設面積は、土地造成〇〇㎡です。申請事由は、昭和 63 年 11 月頃、申
 請地の北側〇〇に農家住宅のリフォームを行い、申請地を農機具置き場・
 通路として建設し利用しているとのこと。添付資料は位置図、住宅地
 図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、なお、既に転用しているため始
 末書がありました。以上です。
- 議 長 農地法第４条の許可区分は、湧水町農業委員会です。
- 議 長 議案第 350 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員
 の報告をお願いします。
- 8 番 8 番萩原が報告します。農地法第４条に係る議案第 350 号の現地調査の報
 告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参
 考資料の 36 ページから 40 ページをご参照ください。周囲の状況は、北
 は宅地、東は畑、南は宅地、西は道路です。一般基準の他法令関係につい
 ては、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にあ
 りません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、始
 末書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する
 許可基準に照らし、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用し
 たことによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適
 当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
 （なしの声あり）
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 350 号は、調査委員の報告は許可相当と
 いうことです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
 （異議なしの声あり）
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 350 号につきましては 許可相当と認め、許
 可することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第４条の規定による許可申請について を終わります。
- 議 長 次に、日程第５ 農地法第５条の規定による許可申請について を議題と
 します。議案第 351 号から議案第 356 号までの 6 議案を一括上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

11 ページです。日程第5 農地法第5条の規定による許可申請について。議案第351号。権利，地上権設定。土地の所在，川添字重永〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。農地区分は2種で地域計画外になります。貸人，湧水町川添 〇〇〇〇。借人，京都市伏見区 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。形態は30年間の賃借で，用途施設は太陽光発電施設です。太陽光パネルの設置面積は〇〇㎡となります。申請事由は，申請地を借り受け，太陽光発電設備を建設したいため。添付書類として位置図・配置図・事業計画書・被害防除計画書及び誓約書がありました。次に，議案第352号。権利，地上権設定。土地の所在，川添字重永〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。農地区分は2種で地域計画内になります。貸人，湧水町川添 〇〇〇〇。借人，京都市伏見区 〇〇株式会社。形態は30年間の賃借で，用途施設は太陽光発電施設です。太陽光パネルの設置面積は〇〇㎡となります。申請事由及び添付書類二つきましては，ご確認ください。次に，議案第353号。権利，地上権設定。土地の所在，鶴丸字河間〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。農地区分は2種で地域計画外になります。貸人，湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人，京都市伏見区 〇〇株式会社。形態は30年間の賃借で，用途施設は太陽光発電施設です。太陽光パネルの設置面積は〇〇㎡となります。申請事由及び添付書類については，ご確認ください。次に議案第354号。権利，地上権設定。土地の所在，川西字越水〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。農地区分は2種で地域計画外になります。貸人，鹿児島市 〇〇〇〇。借人，京都市伏見区 〇〇株式会社。形態は30年間の賃借で，用途施設は太陽光発電施設です。太陽光パネルの設置面積は〇〇㎡となります。申請事由及び添付書類はご確認ください。次に議案第355号。権利，所有権移転。土地の所在，米永字田ノ頭〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。農地区分は2種で地域計画外となります。渡人，霧島市横川町 〇〇〇〇。受人，東京都港区 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。形態は所有権移転。用途施設は太陽光蓄電池設備 蓄電池3台及び受電設備1台の設置です。申請事由は，太陽光発電など再生可能エネルギーの電力を一時的に貯蔵し、必要な時に放出することで、電力の安定供給や需給バランスの調整を行う蓄電池を設置したいとのことです。添付書類として位置図・事業計画書・被害防除計画書及び誓約書がありました。次に議案第356号。権利，使用貸借権。土地の所在，恒次字二渡〇〇の一部 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡のうち〇〇㎡です。農地区分は2種で地域計画外となります。貸人，湧水町恒次 〇〇〇〇。借人，湧水町恒次 〇

〇〇〇。形態は永久年間の使用貸借。用途施設は一般住宅です。申請事由は、現在借家住まいのため、妻の父の土地を借り、自己の住宅を建設し居住するものです。添付書類として位置図・住宅地図、配置図、被害防除計画書及び誓約書がありました。以上です。

- 議 長 農地法第5条の許可区分は、湧水町農業委員会です。
- 議 長 それでは順を追って審査します。
- 議 長 まず、議案第351号を審議します。議案第351号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 2 番 1 2 番興邊が報告します。農地法第5条に係る議案第351号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の41ページから44ページをご参照ください。周囲の状況は、北は宅地、東は宅地、南は道路、西は道路です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第351号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第351号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第352号を審議します。議案第352号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 2 番 1 2 番興邊が報告します。農地法第5条に係る議案第352号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の41ページ、45ページから47ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東は田、南は山林、西は田です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見がなければ、議案第 352 号は、調査委員の報告は許可相当と
いうことです。ただし、地域計画内の農地のため保留とし、地域計画除外
決定後に、その許可を会長に一任することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 352 号につきましては保留とし、地域計画除
外決定後に、その許可を会長に一任することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 353 号を審議します。議案第 353 号につきましても、現地調
査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 9 番 9 番神掛が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 353 号の現地調査の報
告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参
考資料の 4 1 ページ、4 8 ページから 5 0 ページをご参照ください。周囲
の状況は、北は宅地、東は宅地、南は田、西は道路です。周囲の農地等へ
の支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位
置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調
査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の
確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農
地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告しま
す。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 353 号は、調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 353 号につきましては、許可相当と認め許可
することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 354 号を審議します。議案第 354 号につきましても、現地調
査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 9 番 9 番神掛が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 354 号の現地調査の報
告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参
考資料の 4 1 ページ、5 1 ページから 5 3 ページをご参照ください。周囲
の状況は、北は田、東は畑、南は畑、西は道路です。周囲の農地等への支
障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、
被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見
は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、

「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 長 ご質問ご意見がなければ、議案第 354 号は、調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 長 異議なしと認めます。議案第 354 号につきましては、許可相当と認め許可
することに決定しました。

議長 長 次に、議案第 355 号を審議します。議案第 355 号につきましても、現地調
査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2 番福島が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 355 号の現地調査の報
告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参
考資料の 5 4 ページから 5 7 ページをご参照ください。周囲の状況は、北
は道路、東は山林、南は宅地、西は宅地です。周囲の農地等への支障の有
無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、被害
防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、
農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、
「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支
障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 長 ご質問ご意見がなければ、議案第 355 号は、調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 長 異議なしと認めます。議案第 355 号につきましては、許可相当と認め許可
することに決定しました。

議長 長 次に、議案第 356 号を審議します。議案第 356 号につきましても、現地調
査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

8 番 8 番萩原が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 356 号の現地調査の報
告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参
考資料の 5 8 ページから 6 1 ページをご参照ください。周囲の状況は、北
は宅地、東は山林、南は畑、西は宅地です。周囲の農地等への支障の有無
については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計
画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転
用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面

積の妥当性」，また，転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見がなければ，議案第 356 号は，調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め，許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 356 号につきましては，許可相当と認め許可
することに決定しました。

議 長 以上で，農地法第 5 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に，日程第 6 非農地証明願の申請審議について を議題とします。
議案第 357 号から議案第 358 号までの 2 議案を一括上程します。事務局の
説明を求めます。

事 務 局 1 3 ページです。日程第 6 非農地証明願の申請審議について。議案第 357
号。願出人，湧水町幸田 ○○○○。土地の所在，幸田字吉村○○ 地目
は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたし
まして，申請地は 2 0 年以上前に植林され山林化しているため。非農地判
定基準は，湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条の第 2 号，第 3 号，
第 4 号，第 9 号です。次に議案第 358 号。願出人，神奈川県茅ヶ崎市 ○
○○○。土地の所在，幸田字木ノ下○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外 1
筆 計 2 筆 合計面積○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由
といたしまして，昭和 5 1 年 5 月に相続し，遠方のため貸地としていたが，
平成 2 5 年ごろから耕作しなくなったため，現在は原野化しているため。
非農地判定基準は，湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条の第 2 号，
第 3 号です。以上です。

議 長 それでは，議案第 357 号を審議します。議案第 357 号につきましては，現
地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

2 番 2 番福島が報告します。非農地証明願いに係る議案第 357 号の現地調査の
報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告
書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書
と議案参考資料の 6 2 ページから 6 5 ページをご参照ください。調査意見
は，申請地は 2 0 年以上前に植林され山林化しており，今後農地への復元
が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため
周辺農地には影響はありません。以上のことから，非農地判断基準の第 2
号，第 3 号，第 4 号，第 9 号に該当することを確認したため，非農地証明

を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 357 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 357 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第 358 号を審議します。議案第 358 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

2 番 2 番福島が報告します。非農地証明願いに係る議案第 358 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 6 2 ページ、6 6 ページから 6 8 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は昭和 5 1 年 5 月に相続し、遠方のため貸地としていたが、平成 2 5 年ごろから耕作放棄され、原野化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 358 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 358 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 なければ、その他農政一般事項について を終わります。

議 長 以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第
28回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前10時37分

議 長 _____

7 番 _____

8 番 _____